

京田辺市障害福祉計画

平成 24 年度～26 年度（第3期）

平成 24 年3月

京 田 辺 市

ごあいさつ

本市では、平成20年度に、障害者自立支援法に基づき、障がい福祉サービス等の必要なサービス見込量とその確保策等を定めた「京田辺市障害福祉計画 平成21年度～23年度（第2期）」を、平成21年度には、障害者基本法に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等、本市の障がい者福祉の基本となる「京田辺市障害者基本計画 平成22年度～平成27年度（第2期）」を策定し、障がい者施策を推進してまいりました。



現在、障がいのある人を取り巻く環境は大きな転換期を迎えてます。国においては、障害者虐待防止法の成立や障害者基本法の改正、障害者自立支援法の見直しに向けた検討など、障がいのある人への施策はめまぐるしく変化しております。

こうした変化に加え、今後、障がいのある人の福祉ニーズも多様化していくことが考えられますが、本市をはじめとする地方自治体に求められる役割は、障がい福祉及び地域生活支援事業等のサービスや支援の充実を図り、障がいのある人が住み慣れた地域で人と人との絆によるぬくもりを感じながら暮らし続けられるような体制づくりであると考えております。

このたび、国における各種制度の改正や本市の障がい者を取り巻く現状等を踏まえ、本市で進めるべき障がい者福祉施策を取りまとめた「京田辺市障害者福祉計画 平成24年度～平成26年度（第3期）」を策定いたしました。

本市といたしましては、障がいのあるなしにかかわらず、「すべての人が自分らしく暮らしていけるまち」の基本理念の実現に向け、本計画を推進してまいりますので、市民の皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたりまして、熱心にご審議賜りました京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、協力いただきました当事者団体、事業所の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

京田辺市長

石井 明三

【目 次】

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1. 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2. 制度改正などの動向 | 4 |
| 第2章 京田辺市の障がいのある人の現状 | 5 |
| 1. 人口及び障がいのある人の状況 | 5 |
| 2. 障がい福祉サービスの利用実績 | 11 |
| 3. 地域生活支援事業の利用実績 | 18 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 29 |
| 1. 計画の基本理念 | 29 |
| 2. 計画の基本視点 | 30 |
| 3. 地域生活移行と就労支援に関する目標数値の設定 | 31 |
| 第4章 障がい福祉サービス等の見込み | 33 |
| 1. 障がい福祉サービスの見込量 | 33 |
| 2. 地域生活支援事業の見込量 | 38 |
| 第5章 計画の推進体制 | 44 |
| 1. 事業の円滑な推進に向けて | 44 |
| 2. 計画の円滑な推進に向けて | 45 |
| 資料編 | 46 |
| 1. 京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱 | 46 |
| 2. 京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会名簿 | 47 |

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

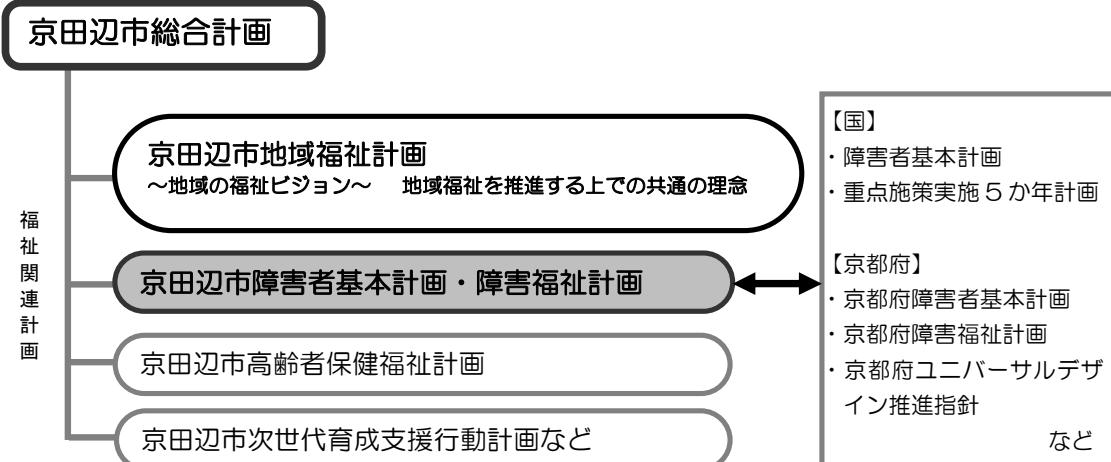
(1) 策定方針

近年、高齢化の進行に伴う身体障がいのある人の数の増加や障がいの重度化・重複化の傾向、また、社会・経済状況などの変化による心的ストレスを要因とした精神障がいのある人の数の増加もみられ、障がいのある人を取り巻くニーズは多様化しており、障がいの状況に応じた施策の充実が急務となっています。このような状況の中、京都府障害者基本計画や市の他の計画との調和を図りつつ、平成22年3月に「京田辺市障害者基本計画（第2期）」を策定しました。

本計画は、この障害者基本計画の実施計画として、平成21年度から平成23年度を計画期間とする第2期障害福祉計画が終了するのを受け、京田辺市障害者基本計画（第2期）の「すべての人が自分らしく暮らしていけるまち」を基本理念とし、その実現を図るため、障害者自立支援法に基づき、これまでの進捗状況や障がい福祉サービス等の利用形態などを踏まえ、策定するものとします。

(2) 他計画との関係

本計画は、京田辺市総合計画及び京田辺市地域福祉計画などの上位計画や関連計画、また国や府の計画と整合を図るものとします。



(3) 計画の期間

本計画は、平成 26 年度を目標年度とし、平成 21 年度から平成 23 年度までの第2期計画の見直しを行い、第3期計画として平成 24 年度から平成 26 年度の3年間の施策を定めるものです。なお、本計画については、国・府の動向等に合わせながら必要な見直しを行っていくものとします。



(4) 法的な位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画であり、「京田辺市障害者基本計画」が、障がいのある人のための施策全般に関する指針を示す基本計画であるのに対して、障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策を示す実施計画となります。

【参考】

《 障害者自立支援法抄 》

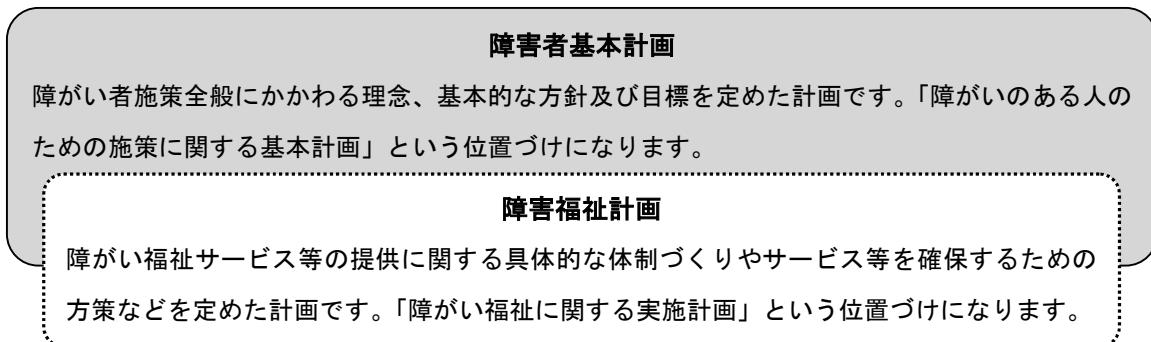
第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

《 障害者基本法抄 》

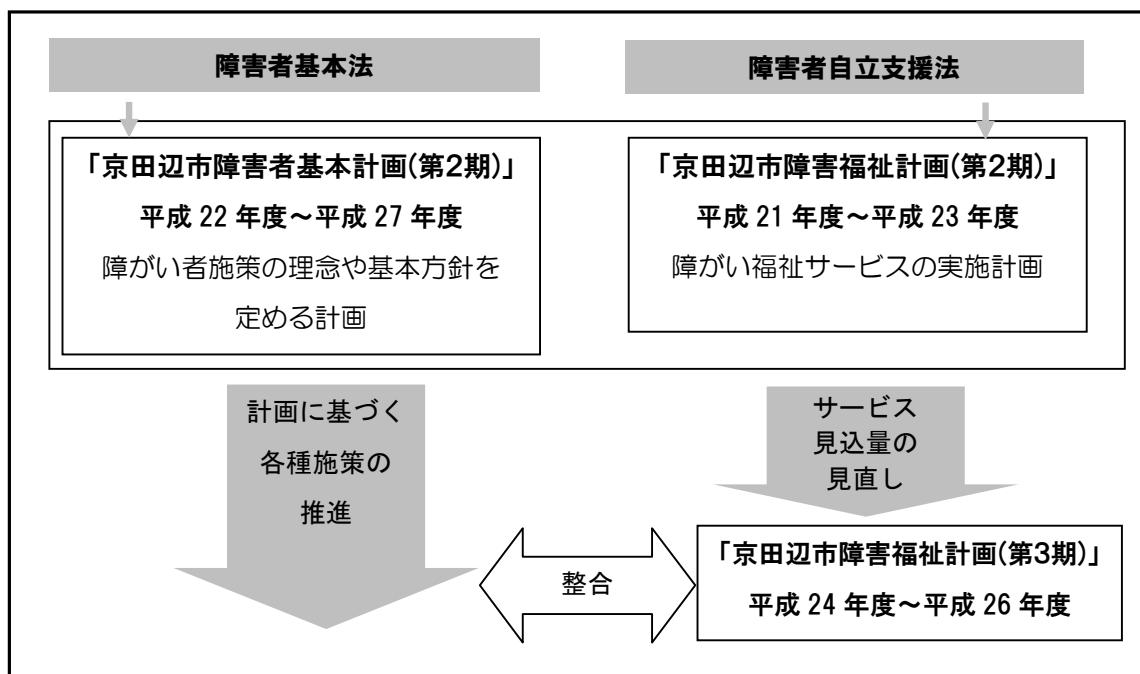
第 11 条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■障害者基本計画と障害福祉計画の位置づけ



■障害者基本法と障害者自立支援法の関係



2. 制度改正などの動向

（1）国の制度改正の動向

国では、平成14年12月に新障害者基本計画が策定され、平成15年度から平成24年度までの10年間に講すべき障がい者の施策の基本方向として、「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」が掲げられています。この計画は、前身の計画である「障害者対策に関する新長期計画」の「ノーマライゼーション」や「リハビリテーション」の理念を継承し、かつ、「施設から地域生活への移行」及び「入所施設は真に必要なものに限定」という方針が明確に打ち出されるなど、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざしています。

一方で、平成22年1月に、障がい者制度改革推進会議が設置され、国連の「障害者権利条約」を批准するための国内法として「障害者基本法」の改正や、「障害者差別禁止法（仮称）」の制定、さらに、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定など、現在、国では新たな制度設計に向けた取り組みが行われています。

（2）障がい福祉サービスの動向

平成18年10月に、「障害者自立支援法」が全面施行されましたが、同法は、「障害者が地域で暮らせる社会に」と「自立と共生の社会を実現」を目標とし、「支援費制度」の利用契約制度を承継し、障がい種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）ごとに提供されていたサービスを市町村が一元的に提供する仕組みに改めました。また、働く意欲や能力のある障がいのある人の就労支援を強化し、さらに、障がいのある人の地域移行をシステム化しました。

この障害者自立支援法は、利用者の負担に定率負担が導入されたこと、事業者報酬が定額払いから利用者数に応じた実績払いに変更されたことなどについてさまざまな意見があり、これまで所要の政省令の改正が実施されましたが、この法律に対する不満・不備は払拭されず、障害者自立支援法を廃止し、新たに制度の谷間のない支援を提供し、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度として、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定などが予定されています。また、平成22年12月には、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定までの間に早急に対応を要する事項を見直すため、障害者自立支援法が改正されました。

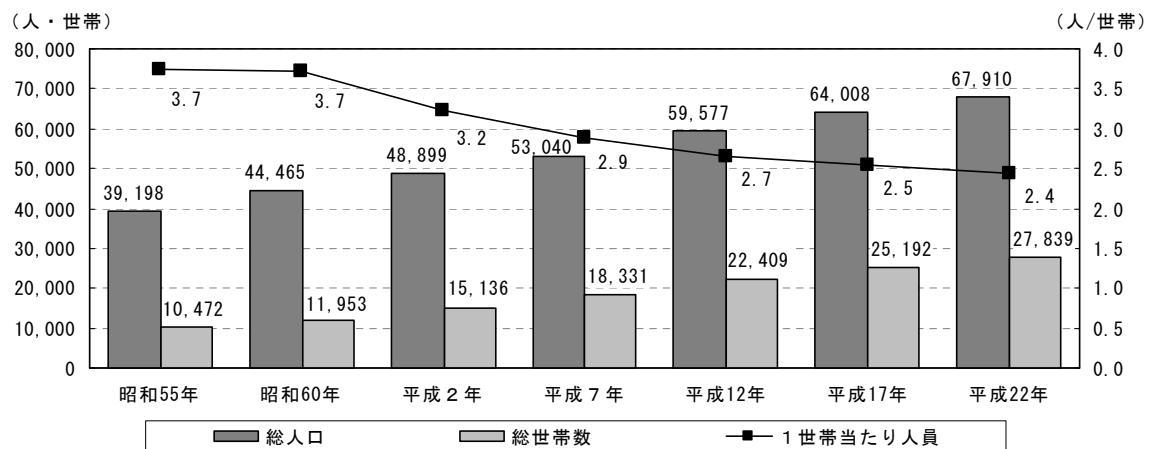
第2章 京田辺市の障がいのある人の現状

1. 人口及び障がいのある人の状況

(1) 総人口・総世帯数の推移

本市の総人口は、昭和 55 年以降増加を続けています。また、1 世帯当たりの人員については、平成 7 年に 3 人を割り、平成 22 年においては 2.4 人となっています。

■総人口・総世帯数の推移



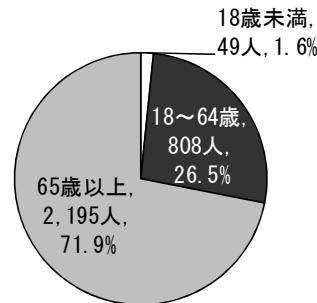
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

(2) 身体障がいのある人の状況

■平成 22 年度末における年齢別手帳所持者数・割合

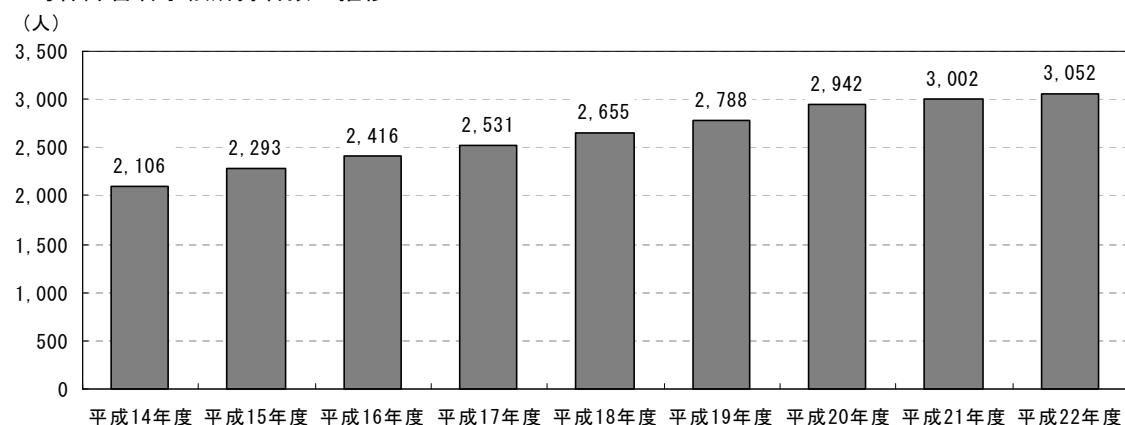
① 身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は、年々増加傾向にあります。平成 22 年度末においては、65 歳以上の手帳所持者数が最も多くなっています。



資料：障害福祉課（平成 22 年度末）

■身体障害者手帳所持者数の推移

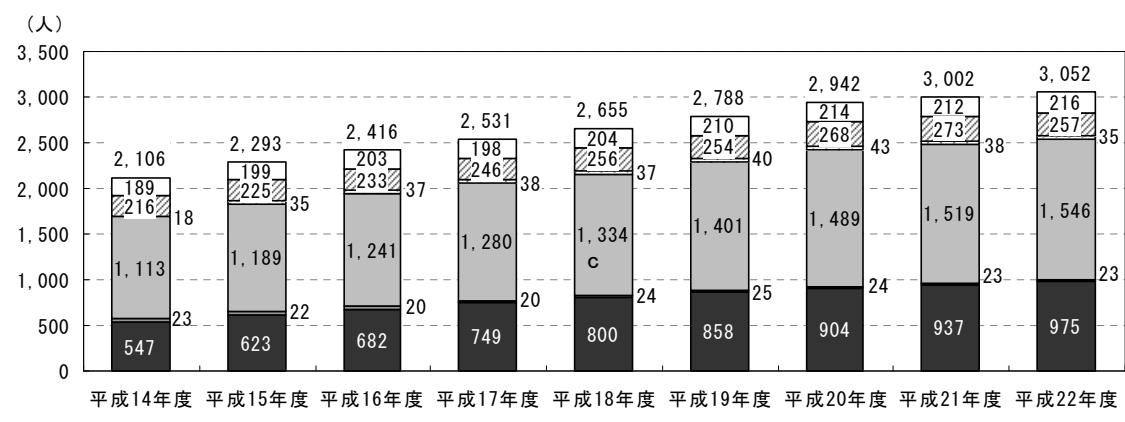


資料：障害福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

② 障がいの種別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の障がい種別の推移では、平成 22 年度末では肢体不自由が 1,546 人と最も多く、次いで内部障害の 975 人となっています。他の障がい種別の手帳所持者数に目立った変化がない中、肢体不自由及び内部障害は顕著な増加を示しています。

■障がいの種別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：障害福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

③ 身体障害者手帳所持者の重度率の推移

1級及び2級の身体障害者手帳所持者数に占める割合は、平成22年度において43.4%となっています。

■身体障害者手帳所持者の重度率の推移

単位：%

| 年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 重度率 | 44.1 | 44.2 | 43.2 | 43.0 | 42.8 | 42.6 | 42.7 | 42.2 | 43.4 |

資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

④ 年齢別の構成

平成22年度末現在、1級及び2級の重度率は、18歳未満が63.2%と最も高い割合を示しています。幼少期に手帳を所持するケースについては重度障がいであることが考えられます。

■年齢3区分別障がいの程度の状況

単位：人

| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 計 |
|--------|-------|-------|-------|-------|------|------|--------|
| 18歳未満 | 20 | 11 | 8 | 7 | 0 | 3 | 49 |
| | 40.8% | 22.4% | 16.3% | 14.3% | 0.0% | 6.1% | 100.0% |
| 18～64歳 | 232 | 122 | 128 | 202 | 68 | 56 | 808 |
| | 28.7% | 15.1% | 15.8% | 25.0% | 8.4% | 6.9% | 100.0% |
| 65歳以上 | 595 | 346 | 422 | 553 | 135 | 144 | 2,195 |
| | 27.1% | 15.8% | 19.2% | 25.2% | 6.2% | 6.6% | 100.0% |
| 計 | 847 | 479 | 558 | 762 | 203 | 203 | 3,052 |
| | 27.8% | 15.7% | 18.3% | 25.0% | 6.7% | 6.7% | 100.0% |

■年齢3区分別障がいの種別の状況

単位：人

| | 視覚 | 聴覚・平衡 | 音声・言語 | 肢体不自由 | 運動機能 | 内部 | 計 |
|--------|------|-------|-------|-------|------|-------|--------|
| 18歳未満 | 0 | 10 | 1 | 25 | 3 | 10 | 49 |
| | 0.0% | 20.4% | 2.0% | 51.0% | 6.1% | 20.4% | 100.0% |
| 18～64歳 | 66 | 53 | 10 | 405 | 17 | 257 | 808 |
| | 8.2% | 6.6% | 1.2% | 50.1% | 2.1% | 31.8% | 100.0% |
| 65歳以上 | 150 | 194 | 24 | 1,116 | 3 | 708 | 2,195 |
| | 6.8% | 8.8% | 1.1% | 50.8% | 0.1% | 32.3% | 100.0% |
| 計 | 216 | 257 | 35 | 1,546 | 23 | 975 | 3,052 |
| | 7.1% | 8.4% | 1.1% | 50.7% | 0.8% | 31.9% | 100.0% |

※端数処理の関係上、合計値が合わない場合があります。

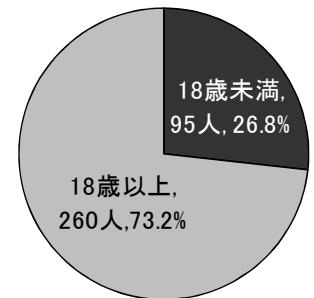
資料：障害福祉課（平成22年度末）

(3) 知的障がいのある人の状況

① 療育手帳所持者数の推移

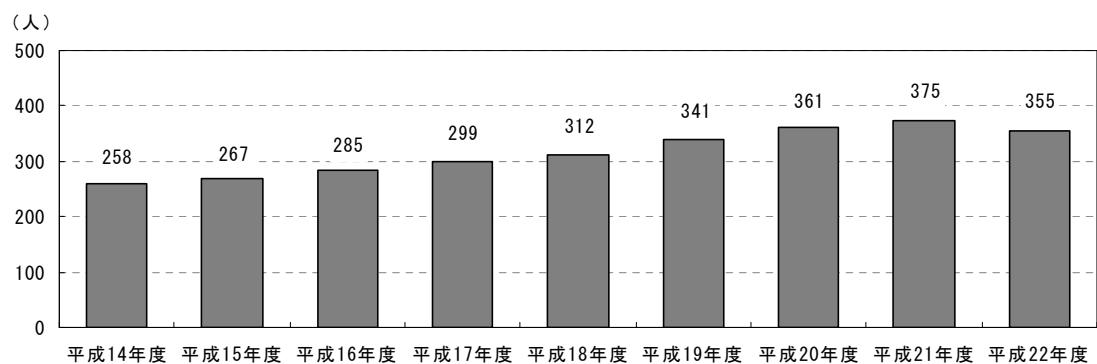
本市の療育手帳所持者数は、平成 21 年度までは増加傾向にありましたが、平成 22 年度末では 355 人となっており、前年度より減少しています。

■平成 22 年度末における年齢別手帳所持者数・割合



資料：障害福祉課（平成 22 年度末）

■療育手帳所持者数の推移

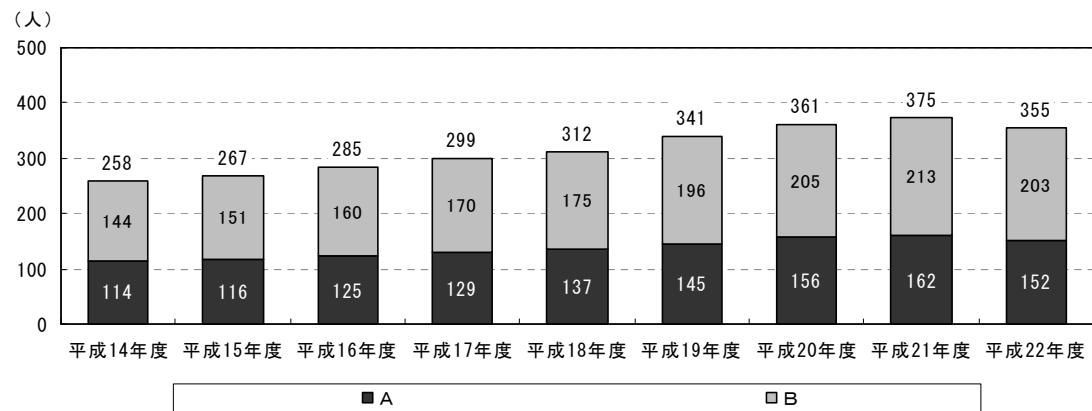


資料：障害福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

② 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

障がいの程度では、平成 22 年度末に重度（A 判定）、軽度及び中度（B 判定）の人の伸び率が、ともに減少しています。

■障がいの程度別療育手帳所持者数の推移



資料：障害福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

③ 療育手帳所持者の重度率の推移

重度（△判定）の療育手帳所持者数に占める割合は、平成22年度において42.8%となっています。平成15年度以降、増減を繰り返しています。

■療育手帳所持者の重度率の推移

単位：%

| 年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 重度率 | 44.2 | 43.4 | 43.9 | 43.1 | 43.9 | 42.5 | 43.2 | 43.2 | 42.8 |

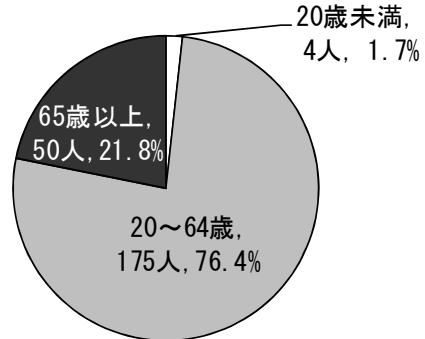
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

（4）精神障がいのある人の状況

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成18年度に212人と前年度に比べ大きく増加しています。これは、障害者自立支援法の施行に伴い、精神障がいのある人が福祉サービスを利用する機会が増加したためと考えられます。それ以降については、平成19年度に185人と減少しますが、その後増加が続き、平成22年度末では229人となっています。

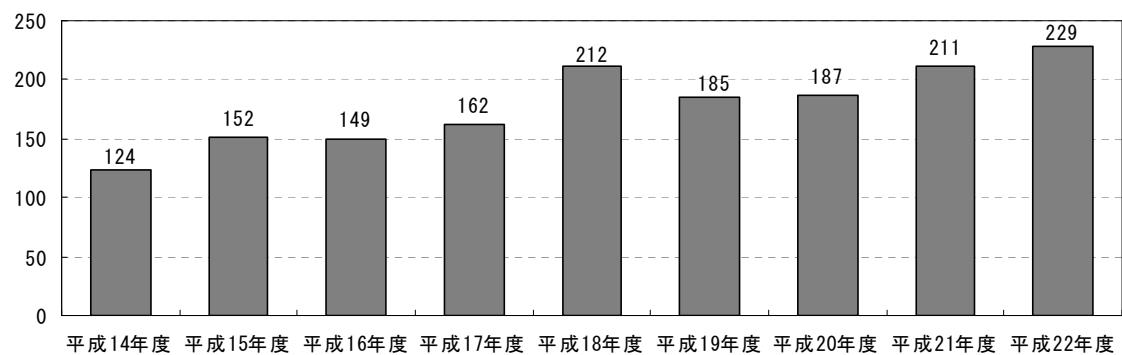
■平成22年度末における年齢別手帳所持者割合



資料：障害福祉課（平成22年度末）

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

（人）

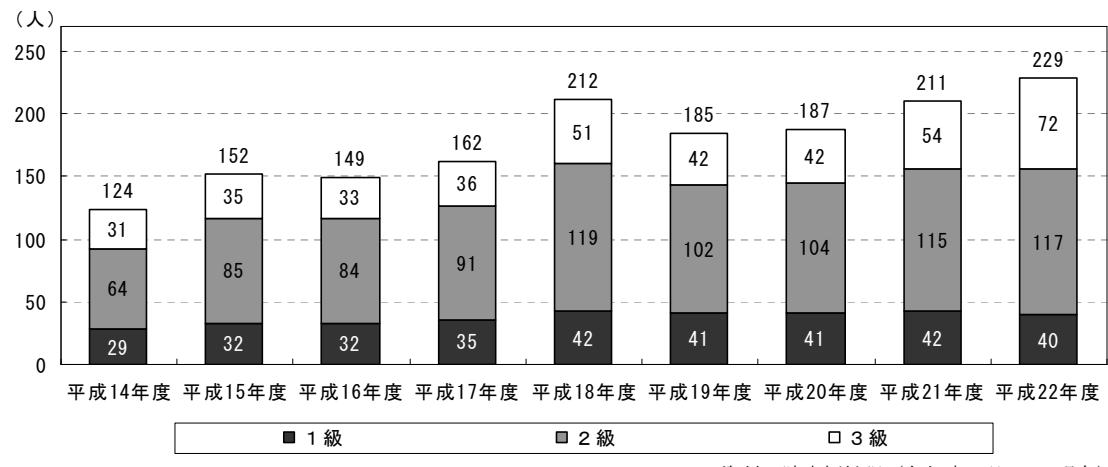


資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

② 障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成 22 年度末現在、精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別では、1 級（重度）の人が 40 人で、手帳所持者総数に占める 1 級（重度）の人の割合が 17.5% となっています。

■ 障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：障害福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の重度率の推移

単位：%

| 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 重度率 | 23.4 | 21.1 | 21.5 | 21.6 | 19.8 | 22.2 | 21.9 | 19.9 | 17.5 |

資料：障害福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

③ 通院医療費の公費負担状況

通院医療費（平成 18 年度以降は自立支援医療（精神通院医療））から精神障がいのある人の状況をみると、平成 22 年度末現在では 772 人で、精神障害者保健福祉手帳所持者の約 3.4 倍となっています。また、平成 20 年度の減少以外は、平成 14 年度以降受給者は増加傾向あり、20 歳から 64 歳までの年齢層が最も多く受給しています。

■ 通院医療費の公費負担状況（平成 18 年度から自立支援医療（精神通院医療）になっています。）

| 年度 | 人数 | 年齢 | 人数 |
|----------|-----|---------|-----|
| 平成 14 年度 | 267 | 20 歳未満 | 39 |
| 平成 15 年度 | 350 | 20～64 歳 | 600 |
| 平成 16 年度 | 402 | 65 歳以上 | 133 |
| 平成 17 年度 | 590 | 計 | 772 |
| 平成 18 年度 | 614 | | |
| 平成 19 年度 | 636 | | |
| 平成 20 年度 | 627 | | |
| 平成 21 年度 | 682 | | |
| 平成 22 年度 | 772 | | |

資料：障害福祉課（平成 22 年度末）

資料：障害福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

2. 障がい福祉サービスの利用実績

(1) 訪問系サービスの利用実績について

| ■訪問系サービスの利用実績 | | | 単位：時間・人／月 | | | | |
|---------------|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 実績値 | 平成 21 年度 | 利用時間 | | 利用人数 | | |
| | | | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 居宅介護 | 実績値 | 2,367 | 2,192 | 2,517 | 65 | 72 | 79 |
| | 計画値 | 1,016 | 1,148 | 1,297 | 50 | 57 | 64 |
| | 実施率 | 233.0% | 190.9% | 194.1% | 130.0% | 126.3% | 123.4% |
| 重度訪問介護 | 実績値 | 146 | 132 | 128 | 1 | 1 | 1 |
| | 計画値 | 198 | 264 | 264 | 3 | 4 | 4 |
| | 実施率 | 73.7% | 50.0% | 48.5% | 33.3% | 25.0% | 25.0% |
| 行動援護 | 実績値 | 286 | 281 | 282 | 15 | 16 | 18 |
| | 計画値 | 170 | 187 | 206 | 14 | 16 | 17 |
| | 実施率 | 168.2% | 150.3% | 136.9% | 107.1% | 100.0% | 105.9% |
| 重度障害者等包括支援 | 実績値 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計画値 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 実施率 | — | — | — | — | — | — |

資料：障害福祉課（各年度3月31日現在 平成23年度は見込み値）

第2期計画期間の提供状況

居宅介護の提供状況をみると、利用時間は平成 22 年度でいったん減少しますが、平成 23 年度では増加しています。また、利用人数は平成 21 年度から平成 23 年度まで増加傾向になっています。実施率では、利用時間、利用人数ともに計画値を上回っています。

重度訪問介護の提供状況をみると、利用時間は平成 21 年度から平成 23 年度まで減少傾向になっています。また、利用人数は平成 21 年度から平成 23 年度まで 1 人と横ばいで推移しています。

行動援護の提供状況をみると、利用時間は 280 時間台を横ばいで推移しています。また、利用人数は平成 21 年度から平成 23 年度まで増加傾向となっています。実施率では、利用時間、利用人数ともに 100% を上回っています。

重度障害者等包括支援については、実績値、計画値ともにありません。

サービスの評価と今後の課題

平成 21 年度から平成 23 年度にかけて、精神障がいのある人などの増加に伴い、訪問系サービスの利用が高まり、利用人数は増加しています。また、居宅介護や行動援護の利用時間は計画値よりも大幅に上回っていることから、一人当たりの利用時間が増加していることが考えられます。

今後、さらに地域移行の促進が見込まれることから、サービス利用量は増加すると予測されます。そのため、利用者のニーズに対応するためのサービス提供基盤の確保と利用促進に努めるとともに、障がいのある人に適切なサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に努めることが必要です。

(2) 日中活動系サービスの利用実績について

■日中活動系サービスの利用実績

単位：人・人日／月

| | | 平成 21 年度 | 利用人数 | | 利用日数 | | |
|------------|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 生活介護 | 実績値 | 84 | 87 | 90 | 1,627 | 1,735 | 1,720 |
| | 計画値 | 75 | 81 | 86 | 1,405 | 1,518 | 1,611 |
| | 実施率 | 112.0% | 107.4% | 104.7% | 115.8% | 114.3% | 106.8% |
| 自立訓練（機能訓練） | 実績値 | 2 | 2 | 1 | 11 | 11 | 3 |
| | 計画値 | 2 | 2 | 1 | 44 | 44 | 22 |
| | 実施率 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 25.0% | 25.0% | 13.6% |
| 自立訓練（生活訓練） | 実績値 | 14 | 14 | 15 | 228 | 163 | 178 |
| | 計画値 | 1 | 2 | 2 | 16 | 32 | 32 |
| | 実施率 | 1400.0% | 700.0% | 750.0% | 1425.0% | 509.4% | 556.3% |
| 就労移行支援 | 実績値 | 8 | 10 | 11 | 152 | 173 | 173 |
| | 計画値 | 8 | 9 | 11 | 152 | 171 | 209 |
| | 実施率 | 100.0% | 111.1% | 100.0% | 100.0% | 101.2% | 82.8% |
| 就労継続支援（A型） | 実績値 | 4 | 8 | 7 | 88 | 161 | 146 |
| | 計画値 | 5 | 6 | 7 | 110 | 132 | 154 |
| | 実施率 | 80.0% | 133.3% | 100.0% | 80.0% | 122.0% | 94.8% |
| 就労継続支援（B型） | 実績値 | 23 | 28 | 50 | 342 | 534 | 771 |
| | 計画値 | 31 | 34 | 41 | 555 | 608 | 733 |
| | 実施率 | 74.2% | 82.4% | 122.0% | 61.6% | 87.8% | 105.2% |
| 療養介護 | 実績値 | 1 | 1 | 1 | | | |
| | 計画値 | 1 | 2 | 2 | | | |
| | 実施率 | 100.0% | 50.0% | 50.0% | | | |
| 児童デイサービス | 実績値 | 38 | 58 | 52 | 109 | 236 | 172 |
| | 計画値 | 35 | 35 | 35 | 115 | 115 | 115 |
| | 実施率 | 108.6% | 165.7% | 148.6% | 94.8% | 205.2% | 149.6% |

■日中活動系サービスの利用実績

単位：人・人日／月

| | | 利用人数 | | | 利用日数 | | |
|--------|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 短期入所 | 実績値 | 43 | 33 | 25 | 188 | 127 | 95 |
| | 計画値 | 42 | 46 | 50 | 174 | 191 | 210 |
| | 実施率 | 102.4% | 71.7% | 50.0% | 108.0% | 66.5% | 45.2% |
| 旧法施設支援 | 実績値 | 3 | 3 | 1 | | | |
| | 計画値 | — | — | — | | | |
| | 実施率 | — | — | — | | | |

資料：障害福祉課（各年度3月31日現在 平成23年度は見込み値）

第2期計画期間の提供状況

生活介護の提供状況をみると、利用人数については、平成21年度から概ね計画値に応じてサービスが提供されています。利用日数については、計画値の110.0%前後で推移しています。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）の提供状況をみると、機能訓練の利用人数については、平成21年度からの実施率が100.0%となっていますが、利用日数では25.0%以下となっています。生活訓練の利用人数については、利用人数及び利用日数とも、実績値が計画値を大きく上回っています。

就労移行支援の提供状況をみると、利用人数及び利用日数とも、平成21年度から概ね計画値に応じてサービスが提供されていますが、平成23年度の利用日数は82.8%になっており、計画値を下回っています。

就労継続支援（A型）の提供状況をみると、平成21年度から平成23年度にかけて、利用人数及び利用日数の実績値は増減しています。

就労継続支援（B型）の提供状況をみると、平成21年度と平成22年度の利用人数及び利用日数の実績値はともに計画値を下回っていますが、平成23年の利用人数及び利用日数の実績値は計画値を上回っています。

療養介護の提供状況をみると、平成21年度から平成23年度の利用人数の実績値は1人となっています。

児童デイサービスの提供状況をみると、平成22年度の利用人数及び利用日数の実績値は平成21年度に比べて大きく増加しています。

短期入所の提供状況をみると、利用人数及び利用日数の実績値は年々減少しています。

サービスの評価と今後の課題

日中活動系サービスは、サービスの種類によってある程度利用者が予測されることから、実績値と計画値の差はほとんどありません。その中で、平成 21 年度から平成 23 年度における自立訓練（生活訓練）については、実績値が計画値を大きく上回っていますが、これは平成 21 年度に新たな事業所が参入したことによるものと考えられます。また、就労継続支援（B 型）については、平成 23 年度に利用人数や利用日数が急増していますが、これは新たな事業所の開設や、サービス提供が認可された事業所からのサービス提供による増加と考えられます。児童デイサービスについては、平成 22 年度以降、利用人数や利用日数が急増しています。これまで市内では、田辺児童館だけでサービス提供されてきたものが、他の事業所においてもサービス提供が行われてきたことが要因と考えられます。

今後は、支援が必要な人に適切なサービス提供が行えるよう、各種サービスの内容や利用に関する情報発信を行っていくことが必要です。また、サービス提供基盤については、市内において基盤の整備や、確保が困難なサービスについては、山城北圏域を構成する近隣市町との連携を図りながら、サービス量の確保に努めることが必要です。

（3）居住系サービスの利用実績について

| ■居住系サービスの利用実績 | | 単位：人／月 | | |
|-----------------|-----|----------|----------|----------|
| 共同生活援助（グループホーム） | 実績値 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| | 計画値 | 3 | 2 | 2 |
| | 実施率 | 5 | 5 | 5 |
| 共同生活介護（ケアホーム） | 実績値 | 60.0% | 40.0% | 40.0% |
| | 計画値 | 28 | 31 | 43 |
| | 実施率 | 26 | 26 | 28 |
| 施設入所支援 | 実績値 | 107.7% | 119.2% | 153.6% |
| | 計画値 | 24 | 25 | 26 |
| | 実施率 | 26 | 30 | 34 |
| 旧法施設入所 | 実績値 | 92.3% | 83.3% | 76.5% |
| | 計画値 | 7 | 5 | 6 |
| | 実施率 | — | — | — |

資料：障害福祉課（各年度 3 月 31 日現在 平成 23 年度は見込み値）

第2期計画期間の提供状況

共同生活援助（グループホーム）の提供状況をみると、平成 22 年度と平成 23 年度の実施率は 40% となっています。

共同生活介護（ケアホーム）の提供状況をみると、平成 21 年度から平成 23 年度にかけての実績値は約 1.5 倍増加していますが、計画値はほぼ横ばいで推移しています。そのため、平成 23 年度の実施率は 153.6% となっており、実績値が計画値を大きく上回っています。

施設入所支援の提供状況をみると、実績値及び計画値ともに増加傾向となっています。

サービスの評価と今後の課題

本市では、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けたいというニーズがあり、平成 23 年度には、共同生活介護の事業所が新たに開設されました。そのため、共同生活介護は計画値よりも実績値が高くなっています。

今後は、それらニーズに対応したサービス提供を行うことが必要です。また、共同生活援助及び共同生活介護については、今後も地域生活を営むうえでの生活の場として必要と考えられることから、広域での調整のもと、居住基盤の確保を図る必要があります。

(4) 相談支援（サービス利用計画作成）の利用実績について

| ■相談支援（サービス利用計画作成）の利用実績 | | 単位：人／月 | | |
|------------------------|-----|----------|----------|----------|
| 相談支援 | 実績値 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| | 計画値 | 9 | 7 | 6 |
| | 実施率 | 4 | 4 | 4 |
| | | 225.0% | 175.0% | 150.0% |

資料：障害福祉課（各年度 3 月 31 日現在 平成 23 年度は見込み値）

第2期計画期間の提供状況

相談支援（サービス利用計画作成）の提供状況をみると、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて、計画値は横ばい傾向となっている一方で、実績値は減少傾向となっています。

サービスの評価と今後の課題

相談支援（サービス利用計画作成）については、実績値が計画値よりも上回っていますが、微減傾向になっています。しかし、障害者自立支援法の一部改正により、支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とすることやサービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大することが示され、今後は利用者が増加することが予測されます。そのため、今後も障がいのある人の福祉サービスへのニーズを踏まえた見込量をたてるとともに、サービス内容について周知していく必要があります。

3. 地域生活支援事業の利用実績

(1) 必須事業

① 相談支援事業

1) 障害者相談支援事業

■障害者相談支援事業の利用実績

単位：箇所・件／年

| | | | 箇所数 | | | 相談件数 | | |
|------|--------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 相談支援 | 障害者相談支援事業 | 実績値 | 2 | 2 | 2 | 2,576 | 2,588 | 2,650 |
| | | 計画値 | 2 | 2 | 2 | 2,650 | 2,760 | 2,880 |
| | | 実施率 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 97.2% | 93.8% | 92.0% |
| | 地域自立支援協議会 | 実績値 | 1 | 1 | 1 | | | |
| | | 計画値 | 1 | 1 | 1 | | | |
| | | 実施率 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | | |
| | 成年後見制度利用支援事業 | 実績値 | 1 | 1 | 1 | | | |
| | | 計画値 | 1 | 1 | 1 | | | |
| | | 実施率 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | | |

資料：障害福祉課（各年度3月31日現在 平成23年度は見込み）

第2期計画期間の提供状況

相談支援事業の実施率をみると、障害者相談支援事業では、相談件数の実施率が90%台で推移しており、実績値と計画値の差はほとんどありません。また、相談支援（障害者相談支援事業、地域自立支援協議会）と成年後見制度利用支援事業の実施箇所数については、実績値が計画値と同数で推移しています。

サービスの評価と今後の課題

障害者相談支援事業の相談件数は、年々増加していることから、今後とも相談支援のニーズが高まっていくことが予想されます。今後も障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行う必要があります。

2) 地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として平成 20 年度に地域自立支援協議会を設置しました。また、特定の事項について、調査・研究を行う専門部会（就労・精神・児童）の設置を行い、障がいのある人に関する福祉、就労、保健医療等のサービスを総合的に調整しています。平成 24 年度からは、地域自立支援協議会が法定化されることから、さらに充実した運営が必要となります。

② コミュニケーション支援事業

■手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業の利用実績

単位：人・回／年

| | | | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|------|-----------|-----|----------|----------|----------|
| 手話通訳 | 利用者数（実人数） | 実績値 | 33 | 30 | 31 |
| | | 計画値 | 30 | 32 | 34 |
| | | 実施率 | 110.0% | 93.8% | 91.2% |
| | 延べ派遣回数 | 実績値 | 561 | 603 | 624 |
| | | 計画値 | 504 | 528 | 540 |
| | | 実施率 | 111.3% | 114.2% | 115.6% |
| | 延べ派遣人数 | 実績値 | 607 | 664 | 666 |
| | | 計画値 | 560 | 580 | 600 |
| | | 実施率 | 108.4% | 114.5% | 111.0% |
| 要約筆記 | 延べ派遣回数 | 実績値 | 18 | 36 | 48 |
| | | 計画値 | 12 | 24 | 36 |
| | | 実施率 | 150.0% | 150.0% | 133.3% |
| | 延べ派遣人数 | 実績値 | 59 | 83 | 87 |
| | | 計画値 | 36 | 50 | 62 |
| | | 実施率 | 163.9% | 166.0% | 140.3% |

資料：障害福祉課（各年度 3 月 31 日現在 平成 23 年度は見込み）

※手話通訳を利用した聴覚障がいのある人は、市外在住者も含む
※延べ派遣回数は、1 回あたり複数人派遣した場合でも 1 回とする

第2期計画期間の提供状況

手話通訳を利用した聴覚障がいのある人について、平成21年度から平成23年度にかけて実績値はほぼ横ばいで推移しています。実施率は100%前後となっており、概ね計画通りとなっています。延べ派遣回数については、平成21年度から平成23年度にかけて、実績値は増加傾向にありますが、計画値も増加傾向で見込んでいるため、実施率は110%近くで推移しています。また、延べ派遣人数についても、延べ派遣回数とほぼ同じ傾向となっています。

要約筆記での延べ派遣回数については、平成21年度から平成23年度にかけて計画値は3倍増加と見込んでいましたが、実績は2.7倍増加となっています。

サービスの評価と今後の課題

手話通訳者や要約筆記者の派遣回数は、平成21年度から平成23年度にかけて増加傾向になっており、聴覚障がいのある人に対するコミュニケーション支援が進んでいることが考えられます。

手話通訳については、利用対象者が限られていることから、利用者数の実績値もほぼ横ばいで推移していくものと考えられます。

要約筆記については、個人利用が増加していることを背景に、今後とも利用ニーズが高まることが予想されます。

今後も、聴覚障がいのある人及び聴覚障がいのある人とコミュニケーションを図る必要がある人などに対して、手話通訳者等を派遣することで、社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を図っていくことが必要です。また、事業内容の周知などの情報提供により、利用の促進を図ることが必要です。

③ 日常生活用具給付等事業

■日常生活用具給付等事業の利用実績

単位：件／年

| | | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-------------|-----|----------|----------|----------|
| 介護訓練支援用具 | 実績値 | 5 | 8 | 10 |
| | 計画値 | 12 | 13 | 14 |
| | 実施率 | 41.7% | 61.5% | 71.4% |
| 自立生活支援用具 | 実績値 | 9 | 15 | 15 |
| | 計画値 | 13 | 14 | 15 |
| | 実施率 | 69.2% | 107.1% | 100.0% |
| 在宅療養等支援用具 | 実績値 | 11 | 13 | 15 |
| | 計画値 | 17 | 18 | 19 |
| | 実施率 | 64.7% | 72.2% | 78.9% |
| 情報・意思疎通支援用具 | 実績値 | 11 | 34 | 10 |
| | 計画値 | 17 | 18 | 19 |
| | 実施率 | 64.7% | 188.9% | 52.6% |
| 排せつ管理支援用具 | 実績値 | 508 | 519 | 525 |
| | 計画値 | 541 | 548 | 555 |
| | 実施率 | 93.9% | 94.7% | 94.6% |
| 住宅改修費 | 実績値 | 2 | 1 | 2 |
| | 計画値 | 7 | 8 | 9 |
| | 実施率 | 28.6% | 12.5% | 22.2% |

資料：障害福祉課（各年度 3 月 31 日現在 平成 23 年度は見込み）

第2期計画期間の提供状況

介護訓練支援用具の提供状況をみると、平成 21 年度から平成 23 年度にかけての実績値及び計画値は増加傾向になっています。

自立生活支援用具の提供状況をみると、平成 21 年度から平成 23 年度にかけての実績値及び計画値は増加傾向にあり、平成 23 年度の実施率は 100.0% となっています。

在宅療養等支援用具の提供状況をみると、平成 21 年度から平成 23 年度の実績値及び計画値は増加傾向になっています。

情報・意思疎通支援用具の提供状況をみると、実績値において平成 22 年度に約 3 倍の 34 件に増加、平成 23 年度では約 3 分の 1 の 10 件と平成 21 年度の実績と近くなっています。

排せつ管理支援用具の提供状況をみると、平成 21 年度から平成 23 年度にかけての実績値及び計画値は増加傾向にあり、実施率においても 90% 台を推移しています。

住宅改修費の提供状況をみると、平成 21 年度から平成 23 年度にかけての実績値は横ばい傾向、計画値は増加傾向にありますが、低い実施率となっています。

サービスの評価と今後の課題

日常生活用具給付等事業は、増加傾向となっているサービスが多くなっています。その中で、情報・意思疎通支援用具は平成 22 年度に利用者が急増しており、これはアイドラゴンⅢ（地デジ対応）の交換を実施したことが考えられます。また、介護訓練支援用具や住宅改修費については、介護保険制度適用者に対しては、対象外となっていることから実績値が計画値よりも低い値で推移しています。

今後も重度の障がいのある人で各用具を必要とする人に対し、すべての用具について適切な情報提供や利用しやすいサービス提供体制を構築する必要があります。また、自立生活支援用具の中で住宅火災報知器に関しては、平成 21 年 6 月の消防法改正に伴い、各家庭への火災報知器が義務付けされたことから、設置の普及を積極的に進めていくことが必要です。

④ 移動支援事業

■移動支援事業の利用実績

単位：箇所・人・時間／年

| | | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-----------|-----|----------|----------|----------|
| 実施見込み箇所数 | 実績値 | 29 | 36 | 40 |
| | 計画値 | 22 | 25 | 29 |
| | 実施率 | 131.8% | 144.0% | 137.9% |
| 利用者数（実人数） | 実績値 | 162 | 194 | 201 |
| | 計画値 | 104 | 110 | 117 |
| | 実施率 | 155.8% | 176.4% | 171.8% |
| 利用時間 | 実績値 | 19,510 | 18,688 | 21,000 |
| | 計画値 | 17,912 | 18,654 | 19,443 |
| | 実施率 | 108.9% | 100.2% | 108.0% |

資料：障害福祉課（各年度 3 月 31 日現在 平成 23 年度は見込み）

第2期計画期間の提供状況

移動支援事業の提供状況をみると、実施見込み箇所数及び利用者数は増加傾向になっています。利用時間については平成 22 年度まで減少傾向になっていますが、平成 23 年度では増加に転じています。実施率については、特に利用者数が高くなっていますが、平成 23 年度では 171.8% となっています。一方、利用時間の実施率は 100% 前後を推移しています。

サービスの評価と今後の課題

移動支援事業の実施箇所数や利用者数は年々増加していますが、一人当たりの利用時間が減少しています。

今後、障がいのある人の地域における社会参加を促進する事業として重要であり、利用人、利用時間ともに増加することが見込まれることから、サービス提供事業者の確保に努め、移動支援事業の充実を図ります。

⑤ 地域活動支援センター事業

| ■地域活動支援センターの利用実績 | | 単位：箇所・人・時間／年 | | |
|------------------|-----|--------------|----------|----------|
| 実施見込み箇所数 | 実績値 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| | 計画値 | 2 | 2 | 2 |
| | 実施率 | 1 | 1 | 1 |
| 利用者数（実人数） | 実績値 | 200.0% | 200.0% | 200.0% |
| | 計画値 | 27 | 30 | 33 |
| | 実施率 | 10 | 12 | 14 |
| 利用時間 | 実績値 | 270.0% | 250.0% | 235.7% |
| | 計画値 | 3,916 | 5,482 | 5,500 |
| | 実施率 | 1,200 | 1,440 | 1,680 |
| 実施率 | | | 326.3% | 380.7% |
| 実施率 | | | 327.4% | 327.4% |

資料：障害福祉課（各年度 3 月 31 日現在 平成 23 年度は見込み）

第2期計画期間の提供状況

地域活動支援センターの提供状況をみると、実施見込み箇所数については、計画値よりも 1 箇所増え、2 箇所で推移しています。

利用者数と利用時間ともに、平成 21 年度から平成 23 年度の実績値が増加しており、実施率は利用者数で各年 2 倍、利用時間で 3 倍以上となっています。

サービスの評価と今後の課題

地域活動支援センターは聴覚に障がいがある人を対象としたⅡ型と、知的や精神などの障がいのある人を対象としたⅢ型を実施しています。

平成21年4月に、Ⅱ型として「山城地域活動支援センター」を新たに設置し、聴覚障がいのある人の支援拠点として位置づけられました。

地域活動支援センターが新たに新設されたこともあり、利用者数や利用時間は年々増加しており、特に利用時間については、平成22年度から急増しており、障がいのある人の地域生活支援が促進されていることが考えられます。

今後も障がいのある人に創作活動及び生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進などを図ることが必要です。

（2）任意事業

① 日中一時支援事業

| ■日中一時支援事業の利用実績 | | 単位：箇所・人・日／年 | | |
|----------------|-----|-------------|--------|--------|
| 実施見込み箇所数 | 実績値 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| | 計画値 | 12 | 12 | 13 |
| | 実施率 | 11 | 13 | 15 |
| 利用者数（実人数） | 実績値 | 109.1% | 92.3% | 86.7% |
| | 計画値 | 34 | 39 | 42 |
| | 実施率 | 43 | 46 | 49 |
| 利用日数 | 実績値 | 79.1% | 84.8% | 85.7% |
| | 計画値 | 1,623 | 2,048 | 2,200 |
| | 実施率 | 1,339 | 1,420 | 1,505 |
| 実施率 | | 121.2% | 144.2% | 146.2% |

資料：障害福祉課（各年度3月31日現在 平成23年度は見込み）

第2期計画期間の提供状況

日中一時支援事業の提供状況をみると、実施見込み箇所数については、横ばい傾向であるのに対して、利用者数及び利用日数は増加傾向になっています。実施率については、利用日数のみ100%を上回っています。

サービスの評価と今後の課題

本市の日中一時支援事業については、都道府県からの短期入所の指定を受けていることが条件となっているため、実施見込み箇所は一定の値で推移していくことが予測されます。一方で、日中一時支援事業の利用者数や利用日数は年々増加していることから、今後とも条件整備されたサービス提供事業者の確保に努め、日中一時支援事業の充実を図ることが必要です。

② 訪問入浴サービス事業

■訪問入浴サービス事業の利用実績

単位：箇所・人・回／年

| | | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-----------|-----|----------|----------|----------|
| 実施見込み箇所数 | 実績値 | 1 | 1 | 2 |
| | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | 実施率 | 100.0% | 100.0% | 200.0% |
| 利用者数（実人数） | 実績値 | 5 | 3 | 4 |
| | 計画値 | 5 | 6 | 7 |
| | 実施率 | 100.0% | 50.0% | 57.1% |
| 利用回数 | 実績値 | 207 | 138 | 142 |
| | 計画値 | 256 | 307 | 358 |
| | 実施率 | 80.9% | 45.0% | 39.7% |

資料：障害福祉課（各年度 3 月 31 日現在 平成 23 年度は見込み）

第2期計画期間の提供状況

訪問入浴サービス事業の提供状況をみると、実施見込み箇所数については、平成 21 年度と平成 22 年度ともに 1 箇所でしたが、平成 23 年度では 2 箇所となっています。

利用者数、利用回数ともに、平成 22 年度から横ばいで推移しています。

サービスの評価と今後の課題

訪問入浴サービス事業の現在の提供状況は、夏場（7月～9月）に関しては週 2 回、それ以外の月に関しては週 1 回と条件が決められています。

今後、一定の利用ニーズが予測されることから、それら利用ニーズに応じたサービス提供と利用者に対するサービスの向上を図っていくことが必要です。

③ その他の任意事業

1) 手話奉仕員養成事業

| ■手話奉仕員養成事業の利用実績 | | 単位：箇所・人・回／年 | | |
|-----------------|-----|-------------|----------|----------|
| | | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 実施見込み箇所数 | 実績値 | 1 | 1 | 1 |
| | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | 実施率 | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 受講者数 | 実績値 | 64 | 47 | 45 |
| | 計画値 | 62 | 62 | 62 |
| | 実施率 | 103.2% | 75.8% | 72.6% |
| 講座回数 | 実績値 | 41 | 41 | 41 |
| | 計画値 | 41 | 41 | 41 |
| | 実施率 | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

資料：障害福祉課（各年度 3 月 31 日現在 平成 23 年度は見込み）

2) 点訃奉仕員養成事業

| ■点訃奉仕員養成事業の利用実績 | | 単位：箇所・人・回／年 | | |
|-----------------|-----|-------------|----------|----------|
| | | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 実施見込み箇所数 | 実績値 | 1 | 1 | 1 |
| | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | 実施率 | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 受講者数 | 実績値 | 9 | 7 | 8 |
| | 計画値 | 10 | 10 | 10 |
| | 実施率 | 90.0% | 70.0% | 80.0% |
| 講座回数 | 実績値 | 10 | 10 | 10 |
| | 計画値 | 10 | 10 | 10 |
| | 実施率 | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

資料：障害福祉課（各年度 3 月 31 日現在 平成 23 年度は見込み）

3) - 1 生活訓練事業：精神障害者社会復帰集団指導事業（グループワーク）

| ■精神障害者社会復帰集団指導事業の利用実績 | | 単位：箇所・人／年 | | |
|-----------------------|-----|-----------|----------|----------|
| | | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 実施見込み箇所数 | 実績値 | 1 | 1 | 1 |
| | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | 実施率 | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 利用者数（実人数） | 実績値 | 7 | 7 | 7 |
| | 計画値 | 7 | 8 | 8 |
| | 実施率 | 100.0% | 87.5% | 87.5% |
| 延べ利用者数 | 実績値 | 120 | 102 | 120 |
| | 計画値 | 110 | 125 | 125 |
| | 実施率 | 109.1% | 81.6% | 96.0% |

資料：障害福祉課（各年度 3 月 31 日現在 平成 23 年度は見込み）

3) - 2 生活訓練事業：視覚障害者生活訓練事業

| ■視覚障害者生活訓練事業の利用実績 | | 単位：箇所・人／年 | | |
|-------------------|-----|-----------|----------|----------|
| | | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 実施見込み箇所数 | 実績値 | 1 | 1 | 1 |
| | 計画値 | 1 | 1 | 1 |
| | 実施率 | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 利用者数（実人数） | 実績値 | 10 | 10 | 5 |
| | 計画値 | 10 | 10 | 10 |
| | 実施率 | 100.0% | 100.0% | 50.0% |
| 延べ利用者数 | 実績値 | 50 | 20 | 25 |
| | 計画値 | 50 | 50 | 50 |
| | 実施率 | 100.0% | 40.0% | 50.0% |

資料：障害福祉課（各年度 3 月 31 日現在 平成 23 年度は見込み）

第2期計画期間の提供状況

手話奉仕員養成事業の提供状況をみると、実施見込み箇所数については、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて 1 箇所で推移しています。受講者数については、計画値 62 名（定員）に対して、平成 23 年度では約 7 割の参加となっています。

点訳奉仕員養成事業の提供状況をみると、実施見込み箇所数については、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて 1 箇所で推移しています。受講者数については、講座が一定開催されている中で、横ばい傾向となっています。

精神障害者社会復帰集団指導事業の提供状況をみると、実施見込み箇所数については、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて 1 箇所で推移しています。利用者数については、平成 21 年度から平成 23 年度の実績値では横ばいとなっています。

視覚障害者生活訓練の提供状況をみると、実施見込み箇所数については、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて 1 箇所で推移しています。利用者数については、平成 21 年度から平成 22 年度まで 10 人で推移していましたが、平成 23 年度では 5 人となっています。一方、延べ利用者数は平成 22 年度から急減しており、平成 23 年度では 25 人となっています。

サービスの評価と今後の課題

手話奉仕員や点訳奉仕員の講座回数は横ばいになっていますが、受講者数は減少傾向または横ばい傾向になっていることから、受講者数増加のための方策を検討することが必要です。今後は、講座内容の充実を図り、受講者数の増加に努めることが必要です。

生活訓練事業について、精神障害者社会復帰集団指導事業は、利用者数が 7 人の横ばいとなっています。視覚障害者生活訓練事業は、平成 23 年度に事業内容の変更やそれに伴う定員数の関係上、25 人の利用状況となっています。今後も生活訓練に関するさまざまな企画を実施し、事業の充実を図ることが必要です。また、事業内容の周知などの情報提供により、利用の促進を図ることが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

障がいのある人もない人もひとりの人間として人権が尊重され、一人ひとりが望む生活を主体的に選択できる社会づくりが必要です。

このことは、障がいのある人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、人々が自分らしい生き方を選択でき、相互に個性を尊重し合いながら、身近な地域で支え合い・助け合いながら、生活していく社会を実現していくことです。

一方で、これからまちづくりの方向として、一人ひとりのさまざまな特性、多様性を認め合い、お互いに尊重し合いながら、誰でも安心して快適に過ごすことが当たり前にできる社会「ユニバーサル社会（ユニバーサルデザイン※の考え方を基本とする社会）」が総合的な考え方としてあります。「ユニバーサル社会」を実現するために、「バリアフリー」が前提となり、それに向けた「リハビリテーション」や「ノーマライゼーション」の考え方の定着や進展が必要になってきます。誰もが社会に参加し自由に行動することで、それぞれの個性を表すことができ、それを活かすことによって独自の地域づくりにつながっていくと考えられます。

こうした視点に立ち、本計画では障がいのあるなしに関わらず、すべての人がそれぞれの望む生活や自主的に参加していく社会をつくり、住み慣れた地域でこれからも暮らしていくようなまちをめざすため、計画の基本理念を以下のように定めます。

すべての人[※]が自分らしく[※]暮らしていくまち

※ユニバーサルデザインとは、年齢、性別や障がいの有無にかかわらず、すべての人が安全・安心で利用しやすいように製品や建造物、生活空間、サービスなどをデザインすることとそのプロセスをさします。

※「すべての人」は、障がいがあってもできるだけ障がいのない人と同じように社会参加していくことを意味しています。

※「自分らしく」は、人それぞれによって障がいの程度が異なり、できることにも違いが生じることから、それが持てる力を最大限に活かすことを意味しています。

※「暮らしていくまち」は、障がいがある人も不自由なく行動できることと、社会参加の促進を意味しています。

2. 計画の基本視点

（1）理解と支え合いによる自立生活の実現

地域の中で、障がいのある人とない人が、お互いに理解し、助け合い、協力し合いながら生活する社会が求められています。

このため、すべての障がいのある人と、障がいのない人との相互理解と交流を深め、障がいのある人が地域の中で自立し、地域の人々とともに生活できるまちづくりが重要です。

（2）協働による総合的かつ効果的な施策の推進

障がいのある人の障がいの状況や考え方は多様化しているため、それぞれのニーズに合った生活の支援が求められます。また、さまざまなサービスを連携をもちながら総合的に提供することが求められます。

このため、一人ひとりの状況に対応した総合的な支援が行えるような仕組みづくりが重要です。

（3）障がいのある人の主体性、自立性の確立

障がいの状態や障がいのある人を取り巻く環境などに応じて、さまざまな形や場合があり、主体的に地域の中で自分らしく生きるためには、障がいのある人が社会に参加していく自立の視点が重要です。

（4）ともに暮らせる生活環境の充実

障がいのある人もない人もともに一人ひとりの尊厳や権利が尊重され、自立や社会参加を実現していくため、ユニバーサルデザインの考えにもとづいたまちづくりを推進し、すべての市民が生活しやすい環境づくりが重要です。

3. 地域生活移行と就労支援に関する目標数値の設定

（1）施設入所者の地域生活への移行

国の指針

平成 26 年度末までに、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者の 3 割以上が地域生活に移行することをめざすとともに、平成 26 年度末時点の施設入所者数を 1 割以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じた目標を設定する。

京田辺市における考え方

平成 17 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に、入所施設から地域生活へ移行した人は 5 名であり、うちケアホーム（CH）が 2 名、グループホーム（GH）が 0 名、残りの 3 名は家族等と同居となっています。

また、平成 23 年 4 月 1 日現在の入所施設利用者は 31 名であり、平成 17 年 10 月 1 日段階の 36 名から 5 名減となっています。

本市としては、今後も相談支援事業等を実施していく中で、引き続き地域生活移行への働きかけを行っていくとともに、各サービス提供事業者及び関係機関等と連携・協働し、取り組みを進めていきます。

■施設入所者の地域生活への移行目標

| 項目 | 数値目標 | 備考 |
|---------------------------|-------|---|
| 平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数 | 36 人 | 平成 17 年 10 月 1 日現在入所者数 |
| 平成 26 年度末の目標値 | 32 人 | |
| 削減見込み | 4 人 | 平成 26 年度末段階での削減見込み数 |
| | 11.1% | 割合については削減見込み数を全入所者で除した値 |
| 地域生活への移行数 | 11 人 | 平成 17 年 10 月 1 日現在の全入所者のうち、施設入所から GH・CH 等へ地域移行する人の数 |
| | 30.6% | 割合については削減見込み数を全入所者で除した値 |
| 平成 23 年 3 月 31 日までの地域移行者数 | 5 人 | 目標数値までの実施率：45.5% |
| 平成 23 年 4 月 1 日現在入所者数 | 31 人 | |

(2) 福祉施設から一般就労への移行

国の指針

平成 17 年度の一般就労への移行実績の4倍以上を目安として、平成 26 年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定する。

京田辺市における考え方

福祉施設から「就労移行支援」を通じて、企業（就労継続支援A型及び福祉工場の利用者となった人を除く。）へ就労した人、在宅就労した人、起業した人の合計数は、平成 20 年度、平成 21 年度、平成 22 年度ともに0名となっています。

第2期計画策定時、本市においては平成 21 年度から年度ごとに、1人の一般就労移行を目標値としました。国では平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数の4倍を平成 26 年度の目標としており、本市においても国の目標に基づき、第3期計画においては、平成 26 年度に4名の移行を目標とします。

今後は一般就労の目標値の達成をめざし、各サービス提供事業者及び関係機関等と連携・協働しながら就労への継続的な支援体制の構築や働き続けられる環境づくりをめざします。

■福祉施設から一般就労への移行

| 項目 | 数値目標 | 考え方 |
|-------------------------------|--------------|--|
| 平成 17 年 10 月 1 日時点の年間一般就労移行者数 | 1 人 | 平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数 |
| 【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数 | 4 人 4.0 倍 | 平成 26 年度において、福祉施設を退所し、一般就労へ移行する人の数 倍率 |

第4章 障がい福祉サービス等の見込み

1. 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

身体に障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人で、日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる「居宅介護（ホームヘルプ）」を提供します。

重度の肢体不自由者を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスである「重度訪問介護」を提供します。

知的・精神障がいにより行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護など、「行動援護」を提供します。

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がいのある人等に対して、外出移動における必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行う「同行援護」を提供します。

常時介護を要する重度障がいのある人を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供する「重度障害者等包括支援」については、これまで利用実績がなかったことから、今後も利用者が見込まれないと予想されます。

■訪問系サービス見込み

単位：時間・人／月

| 区分 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 居宅介護 | 2,772時間分 (87人分) | 3,059時間分 (96人分) | 3,377時間分 (106人分) |
| 重度訪問介護 | 128時間分 (1人分) | 128時間分 (1人分) | 128時間分 (1人分) |
| 行動援護 | 313時間分 (20人分) | 345時間分 (22人分) | 376時間分 (24人分) |
| 同行援護 | 1,080時間分 (18人分) | 1,200時間分 (20人分) | 1,320時間分 (22人分) |
| 重度障害者等包括支援 | 0時間分 (0人分) | 0時間分 (0人分) | 0時間分 (0人分) |
| 訪問系計 | 4,293時間分 (126人分) | 4,732時間分 (139人分) | 5,201時間分 (153人分) |

見込量確保のための方策

訪問系サービスについては、障がいのある人の地域生活を支えるのに大変重要なサービスとなります。そのため、サービスを必要とする障がいのある人が適切にサービスを利用できるように、情報提供体制の充実を図るとともに、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を見据えて、多様な事業所の確保に努めます。

また、知的障がいのある人や、精神障がいのある人の障がい特性を十分理解し、対応できるサービス従事者の確保及び支援の質の向上に向け、サービス提供事業者に対して、専門的人材の確保や質的向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の促進などを働きかけるとともに、国の基本計画を踏まえつつ、府や山城北圏域を構成する近隣市町との連携を強化します。

（2）日中活動系サービス

常時介護を要する障がいのある人を対象とした、主として日中に障がい者支援施設などで行われる、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動または生産活動の機会の提供などを行う「生活介護」を提供します。

自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練などを行う「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」を提供します。

職場実習など、就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練などを行う「就労移行支援」を提供します。

通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行う「就労継続支援」を提供します。

主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行う「療養介護」を提供します。

介護者の病気や家族の休養などのため、障がい者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行う「短期入所（ショートステイ）」を提供します。

■日中活動系サービス見込み

単位：人日・人／月

| 区分 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 生活介護 | 1,811人日分 (93人分) | 1,870人日分 (96人分) | 1,928人日分 (99人分) |
| 自立訓練（機能訓練） | 3人日分 (1人分) | 3人日分 (1人分) | 3人日分 (1人分) |
| 自立訓練（生活訓練） | 190人日分 (16人分) | 202人日分 (17人分) | 214人日分 (18人分) |
| 就労移行支援 | 204人日分 (13人分) | 204人日分 (13人分) | 204人日分 (13人分) |
| 就労継続支援（A型） | 210人日分 (10人分) | 231人日分 (11人分) | 252人日分 (12人分) |
| 就労継続支援（B型） | 954人日分 (58人分) | 1,086人日分 (66人分) | 1,234人日分 (75人分) |
| 療養介護 | 1人分 | 1人分 | 1人分 |
| 短期入所 | 96人日分 (24人分) | 88人日分 (22人分) | 88人日分 (22人分) |

見込量確保のための方策

今後も府や山城北圏域を構成する近隣市町と連携しながら、利用者の状況に応じた適切なサービス提供に努めます。また、今後の新規参入を予定するサービス提供事業者に対しても、サービス利用者の動向やサービス内容などに関する情報提供を行い、参入の促進を図ります。

就労支援サービスについては、特別支援学校やハローワークなどの就労支援機関、企業等との連携のもとに、就労支援策の強化を図り、就労移行支援や就労継続支援（A型）への円滑な移行を促進します。

短期入所については、受け入れ体制の充実に向けて、社会福祉法人など民間事業者へ働きかけ、事業者間の連携を図る中で十分な受け入れ枠の確保に努めます。

（3）居住系サービス

主として夜間に行われる、共同生活を営む住居における相談やその他の日常生活上の援助を行う「共同生活援助（グループホーム）」を提供します。

主として夜間に行われる、共同生活を営む住居における入浴、排せつ、食事の介護などをを行う「共同生活介護（ケアホーム）」を提供します。

施設入所者を対象に、主として夜間に行われる、入浴、排せつ、食事の介護などを行う「施設入所支援」を提供します。

■居住系サービス見込み

単位：人／月

| 区分 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 共同生活援助（G H） | 2 人分 | 2 人分 | 2 人分 |
| 共同生活介護（C H） | 47 人分 | 51 人分 | 54 人分 |
| 施設入所支援 | 32 人分 | 32 人分 | 32 人分 |

見込量確保のための方策

共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）については、住み慣れた地域で暮らし続けたいというニーズがあり、今後も整備が必要となることから、広域での調整と地域の理解を深めるとともに、居住基盤の確保に努めます。

また、施設入所支援については、地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるよう、既存施設を中心に必要な入所施設の確保に努めます。

（4）相談支援

障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行う「計画相談支援」を実施します。

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいがある人に対し個別の支援計画を作成し、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等や事業所との連絡調整を行う「地域移行支援」を実施します。

居宅において単身で生活する障がいのある人等に対し、個別の支援計画を作成し常時の連絡体制を確保し緊急時の訪問等を行う「地域定着支援」を実施します。

■相談支援見込み

単位：人／月

| 区分 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 計画相談支援 | 42 人分 | 85 人分 | 141 人分 |
| 地域移行支援 | 3 人分 | 7 人分 | 11 人分 |
| 地域定着支援 | 0 人分 | 1 人分 | 2 人分 |

見込量確保のための方策

計画相談支援については、利用者の意向を尊重し、一人ひとりの状況に応じたサービス支給決定が行われるよう、市民に身近な地域での関係機関のネットワーク構築を図ります。また、法改正により考えられる利用者の増加に対しても適切な相談支援が行われるよう、段階的に相談支援を行うとともに、相談支援事業所等における相談支援担当の職員の資質の向上をめざします。

地域移行支援や地域定着支援については、退院・退所可能な施設入所者、及び退院した人等に対してさまざまなサービス内容の周知などを行い、利用促進を図ります。

2. 地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

① 相談支援事業

障害者相談支援事業は、障がいのある人等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障がい福祉サービスの利用支援などを行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した生活を送れるようにします。

本市では、平成 18 年度には、市内に「障害者生活支援センターふらっと」を開設したほか、平成 19 年度から「障害児（者）地域療育等支援センターういる」においても、事業を実施しています。

また、自立支援法の改正により、地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）の設置ができることになりました。

※国の指針により、基幹相談支援センターは必須事業である相談支援事業の枠組み内で記載していますが、同センターの設置は市町村により判断することとなっています。

| ■相談支援事業見込み | 単位：箇所・件／年 | | | | | |
|--------------|-----------|--------------|----------|--------------|----------|-------|
| | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | | 平成 26 年度 | |
| 実施見込 み箇所数 | 相談 件数 | 実施見込 み箇所数 | 相談 件数 | 実施見込 み箇所数 | 相談 件数 | |
| 障害者相談支援事業 | 2 | 2,688 | 2 | 2,726 | 2 | 2,765 |
| 基幹相談支援センター | 無 | | 無 | | 有 | |

見込量確保のための方策

障害者相談支援事業については、引き続き事業内容の周知徹底を図るとともに、サービス提供事業所と連携し、必要な相談支援を実施します。また、障がいのある人等に対する権利擁護や虐待防止に向けた意識をもって、相談支援の充実を図っていきます。

基幹相談支援センターについては、実施に向けた体制等を検討し、相談支援の充実を図ります。

② 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用等の視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、成年後見制度の利用の支援に向け、関係施設などと連携し、普及啓発を行います。

■成年後見制度利用支援事業見込み

単位：箇所・人／年

| | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | | 平成 26 年度 | |
|--------------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|
| | 実施見込み箇所数 | 利用者数（実人数） | 実施見込み箇所数 | 利用者数（実人数） | 実施見込み箇所数 | 利用者数（実人数） |
| 成年後見制度利用支援事業 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

見込量確保のための方策

平成 24 年度からは国において必須事業となることから、成年後見制度のさらなる利用促進に向けて、障がいのある人の権利を守り、地域で安心して生活できるように、障がい福祉サービス事業所やサービス提供事業者等の関係者へ本事業の周知を行います。

③ コミュニケーション支援事業

聴覚障がいのある人及び聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを図る必要がある人などに、手話通訳者・要約筆記者を派遣することにより、社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を図り、聴覚障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。

■手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業見込み

単位：人・回／年

| | 平成 24 年度 | | | 平成 25 年度 | | | 平成 26 年度 | | |
|------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|----------|--------|--------|
| | 利用者（実人数） | 延べ派遣回数 | 延べ派遣人数 | 利用者（実人数） | 延べ派遣回数 | 延べ派遣人数 | 利用者（実人数） | 延べ派遣回数 | 延べ派遣人数 |
| 手話通訳 | 32 | 630 | 680 | 32 | 636 | 686 | 32 | 642 | 692 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 要約筆記 | 54 | 90 | 96 | 60 | 66 | 102 | 66 | 66 | 102 |
| | | | | | | | | | |

※手話通訳を利用した聴覚障がいのある人は、市外在住者も含む

※延べ派遣回数は、1回あたり複数人派遣した場合でも1回とする

見込量確保のための方策**・手話通訳者派遣事業**

手話奉仕員養成事業を実施し、府が実施している手話通訳者養成事業への参加を促すことによって、登録手話通訳者の育成に努め、人数の確保ならびに質の向上に取り組みます。

・要約筆記者派遣事業

利用者の幅広いニーズに対応できるよう、養成講座の開催や府ならびに近隣市町との連携などにより要約筆記者の確保を図ります。また、広報などにより事業内容の周知を図り、事業の利用を促進します。

④ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、重度障がいのある人等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

■日常生活用具給付等事業見込み

単位：件／年

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|
| 介護訓練支援用具 | 12 | 12 | 13 |
| 自立生活支援用具 | 20 | 23 | 26 |
| 在宅療養等支援用具 | 15 | 15 | 15 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 12 | 15 | 15 |
| 排せつ管理支援用具 | 530 | 530 | 530 |
| 住宅改修費 | 2 | 2 | 2 |

見込量確保のための方策

日常生活用具給付等事業の実施にあたっては、給付対象用具の範囲等について、利用者のニーズ等を踏まえ、山城北圏域を構成する近隣市町と連携し、事業を展開します。

また、当事者団体との連携を図り、日常生活用具に関する情報提供を行い、より多くの人がサービスを利用できるように努めます。

⑤ 移動支援事業

障がいがある人がその能力及び適正に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、屋外での移動が困難な障がいがある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

■移動支援事業見込み

単位：箇所・人・時間／年

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 実施見込み箇所数 | 42 | 44 | 46 |
| 利用者数（実人数） | 213 | 259 | 311 |
| 利用時間 | 23, 646 | 26, 578 | 29, 873 |

見込量確保のための方策

障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するためにも、また利用人数、利用量ともに増加することが見込まれることからも、多様なサービス提供事業者の確保を図ります。また、実施にあたっては情報提供の充実に努め、利用者の多様なニーズに対応できるよう、より一層サービス提供体制の充実を図ります。

⑥ 地域活動支援センター事業

在宅の障がいのある人に対し、創作活動の機会の提供、機能訓練及び社会適応訓練等のサービスを実施することにより、障がいのある人の社会参加及び地域生活支援の促進を図ります。

■地域活動支援センター事業見込み

単位：箇所・人・時間／年

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 実施見込み箇所数 | 2 | 2 | 2 |
| 利用者数（実人数） | 34 | 36 | 37 |
| 利用時間 | 5,520 | 5,540 | 5,560 |

見込量確保のための方策

地域活動支援センター事業については、平成 21 年 4 月に新たに 1 箇所整備されたことから、今後も障がいのある人に創作活動または生産活動の機会の充実に努めます。

（2）任意事業

① 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として事業を実施します。

■日中一時支援事業見込み

単位：箇所・人・日／年

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 実施見込み箇所数 | 14 | 15 | 16 |
| 利用者数（実人数） | 47 | 52 | 58 |
| 利用日数 | 2,570 | 3,001 | 3,506 |

見込量確保のための方策

介護者の休息を目的として事業展開を行う中で、サービス内容の情報を提供していきます。また、増加する利用ニーズに対応するため、今後とも条件整備されたサービス提供事業者の確保に努め、事業の充実を図ります。

② 訪問入浴サービス事業

身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

■訪問入浴サービス事業見込み

単位：箇所・人・回／年

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 実施見込み箇所数 | 2 | 2 | 2 |
| 利用者数（実人数） | 6 | 7 | 8 |
| 利用回数 | 600 | 700 | 800 |

見込量確保の方策

今後も利用者に対して、継続して事業の推進を図ることができるよう、サービス内容に関する情報提供等を実施します。また、利用ニーズの高まりに対応して事業所の確保に努めるとともに、利用者に対するサービスの向上を図ります。

③ その他の任意事業

1) 手話奉仕員養成事業

簡単な手話を理解し、自己紹介ができる程度の会話の習得をめざす事業（入門）と聴覚障がいのある人の暮らしについての理解と認識を深め、地域の聴覚障がいのある人と手話で日常会話ができる程度の技術の習得をめざす事業（基礎）を実施することにより、手話奉仕員の養成を行います。

■手話奉仕員養成事業見込み

単位：箇所・人・回／年

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 実施見込み箇所数 | 1 | 1 | 1 |
| 受講者数 | 62 | 62 | 62 |
| 講座回数 | 41 | 41 | 41 |

※数値は入門・基礎の合算値

2) 点訳奉仕員養成事業

文字による情報入手が困難な視覚に障がいのある人にとって、唯一の文字である点字を理解し、点訳に携わる奉仕員を養成します。

■点訳奉仕員養成事業見込み

単位：箇所・人・回／年

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 実施見込み箇所数 | 1 | 1 | 1 |
| 受講者数 | 8 | 8 | 8 |
| 講座回数 | 10 | 10 | 10 |

3) - 1 生活訓練事業：精神障害者社会復帰集団指導事業（グループワーク）

回復途上にある精神障がいのある人に対し、社会参加の場を提供し、集団活動を通じて自発性及び社会性を養うとともに、対人関係の改善を図り社会復帰を促進します。

■精神障害者社会復帰集団指導事業見込み

単位：箇所・人／年

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 実施見込み箇所数 | 1 | 1 | 1 |
| 利用者数（実人数） | 8 | 8 | 8 |
| 延べ利用者数 | 137 | 137 | 137 |

3) - 2 生活訓練事業：視覚障害者生活訓練事業

地域における在宅の視覚障がいのある人に対し、必要な機能訓練及び社会適応訓練等のサービスを実施し、視覚に障がいのある人の社会参加及び地域生活支援の促進を図ります。

■視覚障害者生活訓練事業見込み

単位：箇所・人／年

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 実施見込み箇所数 | 1 | 1 | 1 |
| 利用者数（実人数） | 5 | 5 | 5 |
| 延べ利用者数 | 25 | 25 | 25 |

見込量確保のための方策

その他の任意事業においても、事業内容等に関する情報を広報誌やホームページ、ピラ等を活用し周知するとともに、受講者や利用者の拡大に努めます。

第5章 計画の推進体制

1. 事業の円滑な推進に向けて

（1）制度の周知及び相談支援体制等の充実

近年、障がい者施策をはじめ、福祉関係の諸制度の改正が多く、利用者が改正内容を把握しきれない状況があります。今後、利用者の意思でサービスを選択し、利用していくためには制度や新規サービスの内容の理解を深めていくことが必要です。

そのため、広報誌やホームページなどを活用するとともに、府や地域自立支援協議会との連携を図り、総合的な相談支援体制の充実をめざします。

（2）総合的なケアマネジメント体制の推進

障害者自立支援法の一部改正により、サービス支給決定前にケアマネジメントを実施し、支給決定の参考とすることやサービス等利用計画作成の対象者を拡大することが示されています。このため、障がいのある人や家族からの相談に応じて個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況などを踏まえて適切な支給決定ができるよう、ケアマネジメント体制の充実を図っていきます。

（3）障がい福祉サービス等の提供

今後も、障がい福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス）及び地域生活支援事業の充実を図ります。

また、サービス量の充実だけでなく、質の向上も求められることから、施設や事業者がサービス提供等に関してさまざまなネットワークを構築できるよう、情報の共有などを行っていきます。

2. 計画の円滑な推進に向けて

（1）国及び府、関係機関等との連携

計画の円滑な推進にあたっては、国及び府の動向を踏まえた適切な施策展開を図るとともに、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備、就労支援など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、山城北圏域を構成する近隣市町との連携をめざします。

また、保健・医療、福祉、教育、労働、建設など広範な分野にわたる総合的な施策の展開については、府内関係課及び社会福祉協議会、医療機関等の関係機関、民生・児童委員、ボランティア、障がい者団体、サービス提供事業者、企業等との連携を密に図り、計画を総合的に推進します。

（2）計画の点検・評価体制の構築

本計画の着実な実行に努めるため、計画の進行状況の取りまとめを行うとともに、必要に応じて関係機関との協議により、「計画（Plan）-実施・実行（Do）-点検・評価（Check）-処置・改善（Action）」の「PDCA マネジメントサイクル」に基づく、計画の評価・点検を行います。

資料編

1. 京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画(以下「福祉計画等」という。)の策定に当たり、幅広く意見を求める、障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、福祉計画等の策定のため必要な事項を調査協議し、市長に意見を具申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会の代表
- (3) 関係団体の代表者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、平成18年度に委嘱又は任命する委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

4 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、第1回委員会の招集は、市長が行う。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年11月22日から施行する。

2. 京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会名簿

| 団体名 | 委員名 | 備考 |
|----------------------|---------|------|
| 同志社大学名誉教授 | 岡 本 民 夫 | 委員長 |
| 京田辺市議会 | 水 野 恒 子 | |
| 京田辺市社会福祉協議会 会長 | 村 上 喜 重 | |
| 京田辺市民生児童委員協議会 | 齊 藤 廉 男 | |
| 京田辺市障害者生活支援センター ふらっと | 米 野 充 宏 | 副委員長 |
| 京田辺市ボランティア連絡協議会 | 中 瀬 晃 子 | |
| 京田辺市身体障害者協会 | 玉 嶋 久 興 | |
| 京田辺市介護保険サービス事業所連絡協議会 | 米 田 真 純 | |
| (社福) 共生福祉会 たなべ縁の風作業所 | 西 村 博 史 | |
| 共働 SPACE ふくろう工房 | 林 剛 | |
| 京都田辺公共職業安定所 | 林 行 宏 | |
| 京田辺市商工会 | 堀 口 孝 | |
| 京都府立南山城支援学校 | 山 田 比佐夫 | |
| 京田辺市障害児(者)父母の会 | 船 橋 真有美 | |
| 京田辺医師会 | 川 浪 進 | |

敬称略 順不同

京田辺市障害福祉計画
平成 24 年度～26 年度（第3期）

発行：京田辺市 保健福祉部 障害福祉課

住所：〒610-0393 京田辺市田辺 80 番地

TEL：0774-64-1372 FAX：0774-63-5777

発行年月：平成 24 年 3 月
